

令和7年4月18日 14時00分  
姫路河川国道事務所

## 令和7年度河川愛護モニターを募集します！ ～加古川・揖保川を優しく見守ってください～

国土交通省では、沿川地域住民の方々と河川管理者の連携を深めるとともに、河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するために、河川愛護モニター制度を実施しています。

令和7年度も、河川愛護モニターを加古川と揖保川で募集します。

- 【活動内容】 1) 日常生活範囲内で加古川または揖保川と接し、その中で知り得た情報等を河川管理者(国土交通省)に伝えること。  
2) 日常的に接する(または所属する)町内会、老人会、子供会または各種サークル団体等々を通じて地域の方々に対し、河川愛護や美化などについて普及啓発を行うこと。
- 【活動範囲】 加古川：加古川市、高砂市、小野市、加東市内の加古川左右岸のうち数kmの範囲  
揖保川：姫路市、たつの市、宍粟市、太子町内の揖保川、中川、栗栖川、林田川左右岸のうち数kmの範囲
- 【活動期間】 令和7年7月1日から令和8年6月30日まで
- 【応募方法】 応募要領(別添)をご確認いただいたうえで、応募用紙(姫路河川国道事務所ホームページよりダウンロード)に必要事項を記入の上、メールにて下記まで送付下さい。

応募締切:令和7年5月30日(金曜日)

詳細は別紙及び下記ページをご確認ください。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/kasen/kanri/aigo/index.html>

<取 扱 い> -

<配布場所> 中播磨県民センター庁舎内記者室、西播磨県民庁舎内記者室  
北播磨県民局記者クラブ、加古川記者クラブ

<問い合わせ先> 国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所

■ 副所長 城谷 吉彦 電話 079-282-8505  
■ 河川管理第一課 重村 直樹

① ホームページ <https://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/index.html> ①

② X(旧 Twitter) [https://x.com/mlit\\_himeji](https://x.com/mlit_himeji)



※「話そうはりま」は、皆さまと一緒に明日の播磨のまちづくりを考えていこうという私たちの姿勢です

# 私たちが揖保川・加古川を見守ります！

～河川愛護モニター委嘱式・説明会を開催～

(参考)  
過去の実績内容

一姫路河川国道事務所一

○河川愛護モニター制度は、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに深め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資することを目的とした制度です。

○モニターさんは公募により選定され、7月から1年間の任期で、モニター活動を行います。

○今回、揖保川3名、加古川3名(計6名)のモニターを委嘱し、モニター活動に先立ち、担当出張所ごとに委嘱式と説明会を開催しました。

○モニターさんからいただいた情報は事務所Xで発信していきます。

位置図



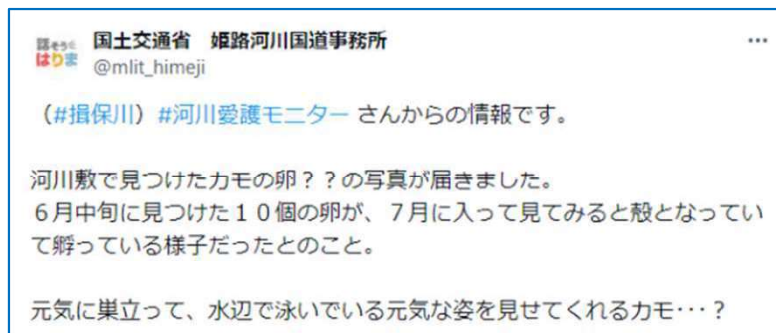
## 実施概要

- モニター数：揖保川3名、加古川3名(計6名)
- 実施日：令和6年7月2日、4日
- 場所：加古川分室(加古川)、余部出張所(揖保川)、龍野出張所(揖保川)
- 内容：モニター委嘱書交付、モニター制度説明、河川事業説明

## 委嘱式・説明会の様子



さっそく情報提供いただき、Xへ投稿しました！



### 【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 河川管理第一課  
〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-250 Tel(079) 282-8211(代)



① ホームページ <https://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/index.php>

② X(旧Twitter) [https://x.com/mlit\\_himeji](https://x.com/mlit_himeji)



話そうはりま

「話そうはりま」は皆さまと一緒に明日の播磨のまちづくりを考えていくという私たちの姿勢です！

# 令和7年度河川愛護モニター応募要領（加古川）

国土交通省では、加古川を優しく見守って下さる河川愛護モニターを募集します。

今、河川行政における地域との交流がますます重要となっています。

河川愛護モニターは、沿川地域住民の方々と河川管理者の連携を深めるとともに、河川の適正な維持管理に資するための情報提供、さらに、河川愛護思想の普及啓発などの役割を果たすやりがいのある活動です。

河川愛護モニターから提供された情報、意見等については、今後の河川整備、河川利用又は河川環境等の河川事業全般に生かしていきたいと考えています。

## 1. 活動内容・・・・・・・・

河川愛護モニターの仕事は、

- 1) 日常の生活の範囲内で加古川と接し、その中で知り得た情報意見等を河川管理者（国土交通省）に伝えること。

例えば、

- ① ゴミ、産廃等の不法投棄、或いは河川利用等の情報提供
- ② 流水の異常、魚の斃死等の通報
- ③ 動植物に関する情報提供
- ④ 河川管理施設の損傷、河川工事に関する意見情報等の提供

- 2) 日常的に接する（または所属する）町内会、老人会、子供会または各種サークル団体等々を通じて地域の方々に対し、河川愛護や美化などについて普及啓発を行うこと。

例えば、

- ① 地域における河川清掃活動への参加
- ② 河川に関するイベント等への参加

を主な活動内容とします。

したがって、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な任務や権限を有するものではなく、日常生活の範囲内で無理なくできるものとなっています。

## 2. 活動範囲・・・・・・・・

加古川市、高砂市、小野市、加東市内の加古川左右岸のうち数kmの範囲

※いずれも居住地を考慮して決定します。

## 3. 応募資格・・・・・・・・

活動範囲の近隣（おおむね加古川より2km以内）に居住し、川に接する機会が日常的に多く、また河川愛護に関心を持ち、上記1.の活動内容を実行できる満20歳以上で、電子メールを使用できる環境のある方。

#### 4. 委嘱方法と任期・・・・・・・・

河川愛護モニターは近畿地方整備局長より委嘱させていただきます。  
任期は、令和7年7月1日より令和8年6月30日（1年間）です。

#### 5. 募集人員（予定）・・・・・・・・

若干名

#### 6. 手 当・・・・・・・・

月額4,500円程度（予定）

支払に際しては、所得税の源泉徴収を行います。

その事務のために、マイナンバーの提示をお願い致しますので、あらかじめご承知ください。

#### 7. 選考方法・・・・・・・・

1) 応募者多数の場合は、応募書類を参考に年齢、地域構成等を総合的に判断したうえで選考いたします。

選考は河川愛護モニター選考委員会（姫路河川国道事務所）により実施いたします。

2) 所要人数の応募がない場合には、近畿地方整備局長が選任します。

3) 選考の結果、委嘱者には電話にて通知します。その他の方については郵便にて通知します（6月下旬頃）。

#### 8. 応募方法・・・・・・・・

応募用紙（姫路河川国道事務所ホームページよりダウンロード）に必要事項を記入の上、メールにて下記応募先まで送付下さい。

応募締切は令和7年5月30日（金曜日）です。

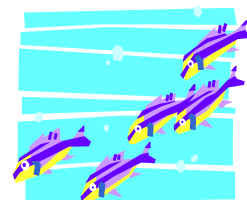
応募先メールアドレス：kkk-kk-kanri101@mlit.go.jp

#### 9. その他・・・・・・・・

令和7年度河川愛護モニターの委嘱状交付式及び説明会は、7月上旬に姫路河川国道事務所又は小野出張所のどちらかにて開催を予定しています。

#### ■問い合わせ先

■国土交通省姫路河川国道事務所 河川管理第一課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目250 ☎(079)282-8505



# 令和7年度河川愛護モニター応募要領（揖保川）

国土交通省では、揖保川を優しく見守って下さる河川愛護モニターを募集します。

今、河川行政における地域との交流がますます重要となっています。

河川愛護モニターは、沿川地域住民の方々と河川管理者の連携を深めるとともに、河川の適正な維持管理に資するための情報提供、さらに、河川愛護思想の普及啓発などの役割を果たすやりがいのある活動です。

河川愛護モニターから提供された情報、意見等については、今後の河川整備、河川利用又は河川環境等の河川事業全般に生かしていきたいと考えています。

## 1. 活動内容・・・・・・・・

河川愛護モニターの仕事は、

- 1) 日常の生活の範囲内で揖保川と接し、その中で知り得た情報意見等を河川管理者（国土交通省）に伝えること。

例えば、

- ① ゴミ、産廃等の不法投棄、或いは河川利用等の情報提供
- ② 流水の異常、魚の斃死等の通報
- ③ 動植物に関する情報提供
- ④ 河川管理施設の損傷、河川工事に関する意見情報等の提供

- 2) 日常的に接する（または所属する）町内会、老人会、子供会または各種サークル団体等々を通じて地域の方々に対し、河川愛護や美化などについて普及啓発を行うこと。

例えば、

- ① 地域における河川清掃活動への参加
- ② 河川に関するイベント等への参加

を主な活動内容とします。

したがって、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な任務や権限を有するものではなく、日常生活の範囲内で無理なくできるものとなっています。

## 2. 活動範囲・・・・・・・・

姫路市、たつの市、宍粟市、太子町内の揖保川、中川、栗栖川、林田川左右岸のうち数kmの範囲

※いずれも居住地を考慮して決定します。

## 3. 応募資格・・・・・・・・

活動範囲の近隣（おおむね揖保川、中川、栗栖川、林田川より2km以内）に居住し、川に接する機会が日常的に多く、また河川愛護に関心を持ち、上記1.の活動内容を実行できる満20歳以上で、電子メールを使用できる環境のある方。

#### 4. 委嘱方法と任期・・・・・・・・

河川愛護モニターは近畿地方整備局長より委嘱させていただきます。  
任期は、令和7年7月1日より令和8年6月30日（1年間）です。

#### 5. 募集人員（予定）・・・・・・・・

若干名

#### 6. 手 当・・・・・・・・

月額4,500円程度（予定）

支払に際しては、所得税の源泉徴収を行います。

その事務のために、マイナンバーの提示をお願い致しますので、あらかじめご承知ください。

#### 7. 選考方法・・・・・・・・

1) 応募者多数の場合は、応募書類を参考に年齢、地域構成等を総合的に判断したうえで選考いたします。

選考は河川愛護モニター選考委員会（姫路河川国道事務所）により実施いたします。

2) 所要人数の応募がない場合には、近畿地方整備局長が選任します。

3) 選考の結果、委嘱者には電話にて通知します。その他の方については郵便にて通知します（6月下旬頃）。

#### 8. 応募方法・・・・・・・・

応募用紙（姫路河川国道事務所ホームページよりダウンロード）に必要事項を記入の上、メールにて下記応募先まで送付下さい。

応募締切は令和7年5月30日（金曜日）です。

応募先メールアドレス：kkk-kk-kanri101@mlit.go.jp

#### 9. その他・・・・・・・・

令和7年度河川愛護モニターの委嘱状交付式及び説明会は、7月上旬に姫路河川国道事務所又は龍野出張所・余部出張所のどちらかにて開催を予定しています。

#### ■問い合わせ先

■国土交通省姫路河川国道事務所 河川管理第一課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目250 ☎(079)282-8505

